

容器包装リサイクルの手引き

事業者の皆さま！ 容器包装リサイクル 法の義務、忘れて いませんか？

どんな？

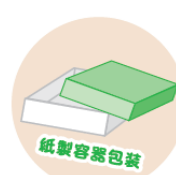
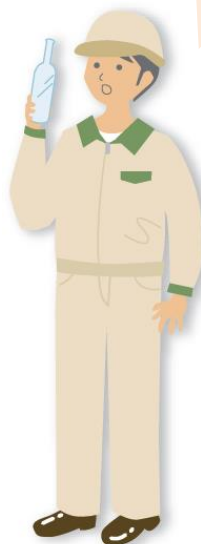
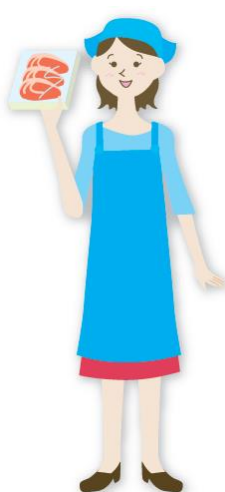
“容器包装リサイクル法”
どんな法律か
詳しく知りたいな！

なにを？

義務を果たすには
具体的になにをすれば
いいの？

もしかして？

容器包装リサイクル法の
義務？もしかして
忘れてるかも？！



農林水産省

容器包装リサイクル法は 何のためにあるの？

容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの6割(容積比)を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律です。すべての人々がそれぞれの立場でリサイクルの役割を担うということがこの法律の基本理念であり、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことが役割となっています。

再商品化義務のある 事業者は？

容リ法の対象となる容器包装を作ったり、利用している業者を“特定事業者”といいます。

特定事業者のうち、「ガラス製容器」「PETボトル」「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」を作ったり、利用している事業者には、それら容器包装の再商品化の義務があります。

特定事業者には3種類あります。



特定容器製造等事業者
(容器・包材メーカー)

ガラス・PETボトル・紙・プラスチック製の容器(特定容器)を作る、又は輸入しています。



特定容器利用事業者
(食品メーカー等)

特定容器に詰めた商品を作る、又は輸入しています。



特定包装利用事業者
(小売業者等)

販売する商品に紙やプラスチックなどの特定包装を使っています。

小規模事業者は適用除外になります。

常時従業員数と年間売上高の条件を両方とも満たす場合にかぎって、適用除外事業者になります。

適用除外の条件

主な業種	常時従業員数	年間売上高
製造業など	20人以下	2億4,000万円以下
商業・サービス業	5人以下	7,000万円以下

こんな場合は・・

製造業と卸売業を兼ねているような場合は、会社全体の従業員数と売上高で判断します。

製造事業部門	16人	1億7,000万円
卸売業務部門	7人	6,000万円
合計	23人	2億3,000万円

製造業と卸売業を兼ねる左記の会社では、従業員数と売上高からみて、主な業種は製造業になります。年間売上高の合計は2億3,000万円ですが、従業員の合計が23人なので適用事業者になります。



再商品化義務のある 容器包装は？

再商品化義務のある容器包装

■ガラス製の容器

- ・無色のガラス製容器
- ・茶色のガラス製容器
- ・その他の色のガラス製容器など



■紙製容器包装

紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、
材料にアルミ箔が使用されている
飲料用パックなど

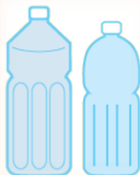


■PETボトル

飲料・酒類・しょうゆ・しょうゆ加工品、
みりん風調味料、食酢、調味酢、
ドレッシングタイプ調味料
に用いるPETボトル



※PET素材の容器であっても、上
記以外のものはプラスチック製容
器包装になります。



■プラスチック製容器包装

プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ、
発泡スチロールカップ、ハンバーガー等の
プラスチック容器、スーパーのレジ袋、
ラップフィルムなど



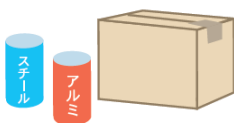
※複数の素材でできた容器包装は、素材のうちもっとも重いものに分類します。



業務用に販売され、事業所等から排出されるものは法律の対象外です。

再商品化義務のない容器包装

**スチール缶、アルミ缶、
牛乳等の紙パック、段ボール**



市場価値が高く、国内の
需要も安定しているから
法律で義務づけなくても
リサイクルされるんだね！

※これらは、すでに回収業者に引き取られて再商品化されるルート
が確立しているので、事業者の再商品化義務はありません。



一見容器包装に見えて、法律上は対象でないもの

① 物を入れても包んでいないもの

例) 野菜の結束用テープ、飲料用ストロー、弁当のスプーン、
割り箸、お手ふき、のし紙(包装紙と兼用の場合は該当)

③ 通常は商品の一部であるもの

例) 紅茶等のティーパックなど

② 商品を保護も固定もしていないもの

例) にぎり寿司の中仕切り
(緑色のプラスチック製ばらん)



再商品化義務があるか？ チェックしてみよう

Q 1

次のいずれかの事業に一部でも携わっていますか？

・農林漁業 ・製造業 ・小売業 ・輸入業 ・飲食店 ・サービス業 ・一般社団法人等

No

Yes

Q 2

売上高が最も大きな事業はA・Bのうち、どちらに含まれますか？

A 製造業など(農林漁業、製造業)
一般社団法人等

B 卸売・小売・サービス業
(卸売業、小売業、輸入業、飲食店、サービス業)

A

B

Q 3

従業員数21人以上又は
年間総売上が2億4,000万円を
超えていますか？

従業員数6人以上又は
年間総売上が7,000万円を
超えていますか？

No

Yes

Yes

小規模事業者

Q 4

次のいずれかの行為を行っているか、あるいは他者に委託していますか？

・商品の製造段階で容器や包装を使っている・商品の販売段階で新たに容器や包装で包んでいる
・容器、包装に入った商品を輸入している ・容器を製造又は輸入している

No

Yes

Q 5

関係する容器・包装は、商品や商品の付属品を入れたり包んだりするものですか？

「No」となるものには、商品以外のものに付されたもの(試供品、見本、ペットボトルのおまけの袋等)、
役務の提供に伴うもの(クリーニングの袋等)があります。

No

Yes

Q 6

関係する容器・包装は、中身商品と分離した時に不要となり、捨てられるものですか？

No

Yes

**特定事業者です
帳簿保存(5年間)義務があります。
再商品化義務の有無を確認しましょう**

Q 7

関係する容器・包装は、次の素材からできていますか？

・ガラス製 ・PET製 ・プラスチック製 ・紙製(段ボール、アルミ不使用の飲料用紙パック除く)
・これらを利用した複合素材

No

Yes

Q 8

最終的に家庭からごみとして排出されるものがありますか？

No

Yes

再商品化義務が生じます！

特定事業者ではありません。

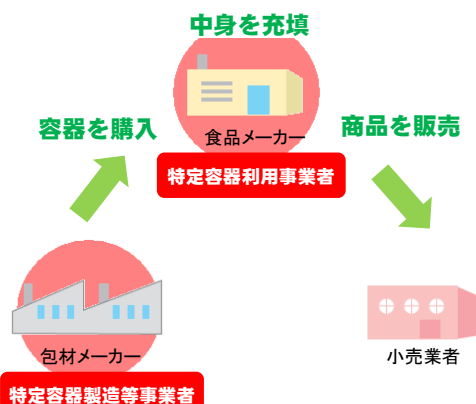
※ただし、帳簿の保存義務はあります。
再商品化義務は生じません。

こんなときは誰が 再商品化義務を負うの？

包材メーカーが容器を作り、食品メーカー等が中身を充填し、小売業者が商品を販売するという流れにも、様々なパターンがあります。それぞれのケースで誰が再商品化義務を負うのか、具体例を見てみましょう。

case
1

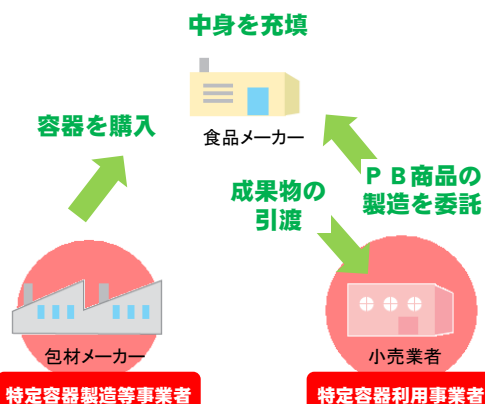
包材メーカーが製造した容器を使って、
食品メーカーが中身を充填する場合



食品メーカーが特定容器利用事業者、包材メーカーが特定容器製造等事業者となり、再商品化義務を負います。製品を仕入れ、そのまま販売する小売業者は義務を負いません。

case
2

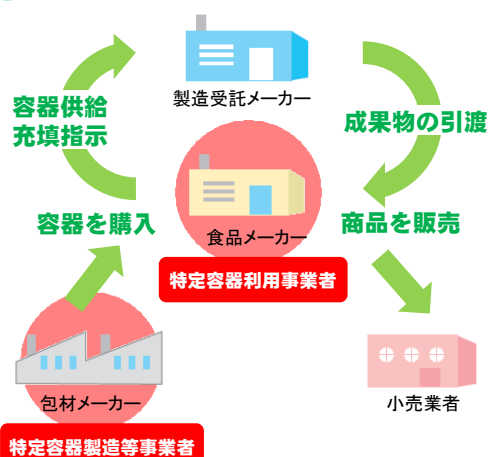
小売業者がPB（プライベートブランド）
商品の製造を食品メーカーに委託する場合



容器の素材や形について小売業者から指示があった場合は、小売業者と包材メーカーが再商品化義務を負います。PB商品の小売業者は負担義務のない食品メーカーに委託料を実質的に負担させるようなことを行ってはなりません。

case
3

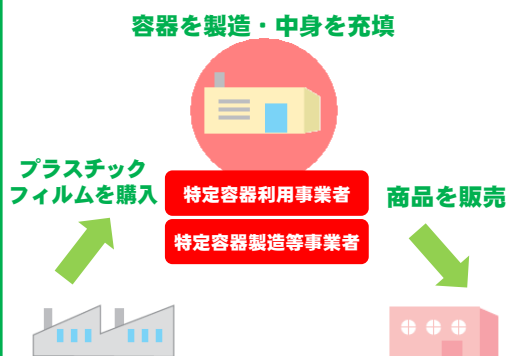
食品メーカーが中身の充填を
外部メーカーに委託する場合



実質的に容器の素材や形について決めるのは食品メーカーなので、食品メーカーと包材メーカーが再商品化義務を負います。

case
4

包材メーカーが容器の生地を作り、
食品メーカーが自社で容器を組み立て
中身を充填する場合



食品メーカーが特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者になり、再商品化義務を負います。（ただし、包材メーカーで製造される段階で、明らかに容器と分かる印刷や形状をしている場合は、包材メーカーが特定容器製造等事業者になります。）

まとめ

「容器を作る会社」と「利用する容器の素材や形を決定、指示する会社」
に再商品化義務が発生します。

再商品化義務は どうやって果たすの？

容器包装の再商品化には3つのルートがあります。

1 指定法人ルート

市町村が分別収集・保管した容器包装を主務大臣が指定した指定法人「(公財)日本容器包装リサイクル協会」に委託料を払い、再商品化を代行してもらう方法です。再商品化義務を負う事業者のほとんどがこの方法をとっています。

2 独自ルート

市町村が分別収集・保管した容器包装を、事業者自ら、又は再商品化事業者へ委託して再商品化を行う方法です。(主務大臣の認定が必要)

3 自主回収ルート

リターナブルビンなどを自ら又は委託して回収・再利用等する方法です。(主務大臣の認定が必要)

義務履行の3ステップ（指定法人ルートの場合）

STEP 1 容器包装帳簿をつけ、再商品化義務量を把握する

容器包装帳簿のつけ方については、右ページを参照してください。

まずは、再商品化義務量をきちんと把握しよう！



STEP 2 (公財)日本容器包装リサイクル協会に再商品化委託申請をし、契約を結ぶ

注)再商品化委託契約は、1年間の単年度契約ですので、義務のある特定事業者の方は、毎年申込みを行う必要があります。

容り法や再商品化委託手続きに関するお問い合わせ先

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
コールセンター

TEL/ 03-5251-4870 FAX/ 03-5532-9698

STEP 3 委託料（再商品化実施委託料と抛出委託料）の支払い

再商品化実施委託料と抛出委託料は、特定事業者が再商品化しなければならない「再商品化義務量」にそれぞれの単価をかけて算出します。

$$\text{再商品化実施委託料(円)} = \text{再商品化義務量(Kg)} \times \text{実施委託単価(円/Kg)}$$

※実施委託単価は、その再商品化コストから算出され、毎年度指定法人から示されます。

【再商品化実施委託料とは？】

再商品化を再商品化事業者へ委託する費用です。

$$\text{抛出委託料(円)} = \text{再商品化委託申込量(=再商品化義務量)(Kg)} \times \text{抛出委託単価(円/Kg)}$$

【抛出委託料？】

品質の高い分別収集を行うなど、再商品化の合理化に貢献した市町村に支払われる「再商品化合理化抛出金」の原資となる費用です。

まとめ

委託料を指定法人に支払うことで、再商品化義務を果たせます。

容器包装帳簿を作成しよう！

あなたの会社が特定事業者であれば、法律によって容器包装の帳簿を作成し、5年間保存することが義務づけられています。帳簿をつけることによって、再商品化義務量を把握でき、義務履行の証明にもなります。

① 素材・用途単位の帳簿事例										容器包装リサイクル法に係る帳簿フォーマット例							
素材				プラスチック製容器包装				用途		食料品							
商品コード	商品名	包材コード	包材名	輸入区分	インプラント区分	受託区分	1ケース当たりの入数(個)	利用数量(ケース)	輸出数量(ケース)	国内利用数量(ケース)	単位重量(g)	容器包装国内利用重量(g)	自主回収数量(ケース)	自主回収重量(g)	事業系消費数量(ケース)	事業系消費重量(g)	排出見込重量(g)
				該当なら1	該当なら1	該当なら1	A	B	C	D(B+C)	E	F(D×A×E)	G	H(G×E)	I	J(I×E)	(F+H-J)
										0		0		0		0	0
										0		0		0		0	0
素材・用途計												0		0			0

ホームページでも、帳簿の記載例を掲載しています。ご参考ください。

(公財)日本容器包装リサイクル協会

帳簿の記載義務

検索

https://www.jcpra.or.jp/container/obligation_penalties/books_guidelines/tabid/726/index.php

コンプライアンス違反にご注意！

再商品化義務違反があると知りながら申告しないことが法律違反となることはもちろんですが、取引先の義務違反を知りつつ黙認したりすることもコンプライアンス違反にあたります。

コンプライアンス違反が企業経営に結果的に大きなダメージを与えることをご存じですか？

コンプライアンスとは？

コンプライアンスはしばしば「法令遵守」と訳されます。しかし、企業におけるコンプライアンスは、広い意味では法律を守ることに加えて、顧客や取引先の信頼に応えたり、社会的な規範や倫理観に沿った行動をとるなど、「**社会の期待に応える**」という意味も含まれます。

企業がコンプライアンス経営に努めないと直面するリスクを見てみましょう。

リスク

1

市場によるボイコット

～消費者との関係～

コンプライアンスに違反する行為が発覚した場合、消費者は非常にはっきりした形でその企業の商品を買い控えるようになります。食品産業に限っても、産地偽装や消費期限の書き換えなどの事件を起こした企業は市場からボイコットを受け、大きな損失を計上する結果となりました。

リスク

2

行政処分や罰則

～政府・司法との関係～

政府や司法による処分・罰則は着実に厳しくなっています。食品分野に関しては、2009年5月にJAS法が改正され、産地偽装などの法令違反が発覚すれば直ちに罰則が適用できる「直罰規定」が創設されました。今後、その他の行政処分についても、こうした動きは広がっていくでしょう。

リスク

3

社員による不正行為

～従業員との関係～

「法律など守っていたら仕事にならない。」などという経営者や、そうした会社全体の雰囲気の下では、社員自身も無責任な行動をとるようになります。企業で働く人々の職場環境を健全にするために「誠実さ」を経営の中心に据えたコンプライアンスの徹底が欠かせません。

リスク

4

外部者による告発

～取引先・競合先との関係～

2009年6月に独占禁止法が強化・改正され、取引業者や競合他社が、業務を通じて知った相手企業の違法行為をより簡単に通報できるようになりました。違法行為が通報されれば企業名の公表や課徴金が科せられ、ひいては株主からも損害賠償請求がなされる可能性もあります。

**法律で定められた義務を果たさないと、企業名が公表されます。
また、以下の罰金が科されます。**

特定事業者の行為	罰 則
再商品化義務を履行しなかった場合（指導・助言→勧告→公表→命令を経て罰金が科されます）	100万円以下の罰金
帳簿の記載をしない、虚偽の記載をする、帳簿の保存をしない場合	20万円以下の罰金
報告を求められた時、報告しなかったり、虚偽の報告をした場合	20万円以下の罰金
立入検査を求められた時、拒んだり、妨げたり、又は忌避した場合	20万円以下の罰金

会社名が公表されたうえに
罰金まで科せられるんだね？

でも、罰金もそんなに高くないし、
会社名が公表されたところで、
特に影響はないんじゃない？

そんなことないわ！
会社にとって信用が第一。
法律違反は経営に大きな影響
があるわよ。



コンプライアンスの徹底で競争力の強化！

コンプライアンスは左記のリスクの回避だけを目的としたものではありません。それは同時に経営の「誠実さ」を競争力に変えるという積極面も持っています。第一に、コンプライアンスの徹底によって信頼を着実に築き、ブランド力につなげることができるのです。第二に、企業倫理や社会的責任といった考え方が浸透した組織には、良い人材が集まってきます。誠実な経営者の下で自分の仕事に社会的な意義を感じ、広い視野から物事を考え、自ら改善する努力をします。この意味で、コンプライアンスは、企業の競争力を高めるカギとなるのです。

僕たち食品会社は
口に入るものを扱うんだから
信用が一番！



容器包装リサイクル法のこと、コンプライアンスのこと、 分かっていただけでしたか？

まとめ

消費者の皆さんは、企業の誠実さをきちんと見ています。
そして企業で働いている人たちも、自分の会社の公正さを
評価する時代です。企業の信頼を守るためにも、容器包装
リサイクル法の再商品化義務を果たしましょう。



お問い合わせ先

法律・法令・関連情報について知りたかったら？

農林水産省／大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課
食品ロス・リサイクル対策室 容器包装リサイクル班

〒100－8950 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1
TEL/03-3502-8499 FAX/03-6738-6552

農林水産省 容器包装リサイクル法関連

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/index.html>

再商品化委託申込に関することは？

(公財)日本容器包装リサイクル協会 コールセンター

〒105－0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル
TEL/03-5251-4870
<http://www.jcpra.or.jp/>

表示等について知りたいときは？

法定「識別マーク」

 スチール	スチール缶リサイクル協会 TEL/03-5550-9431 FAX/03-5550-9435 http://www.steelcan.jp/	 アルミ	アルミ缶リサイクル協会 TEL/03-3582-9755 FAX/03-3505-1750 http://www.alumi-can.or.jp/
 紙	紙製容器包装リサイクル推進協議会 TEL/03-3501-6191 FAX/03-3501-0203 http://www.kami-suisinkyo.org/	 プラ	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 TEL/03-3501-5893 FAX/03-5521-9018 http://www.pprc.gr.jp/
 PET	PETボトルリサイクル推進協議会 TEL/03-3662-7591 FAX/03-5623-2885 http://www.petbottle-rec.gr.jp/		

自主的表示

 紙ボトル	飲料用紙容器リサイクル協議会 TEL/03-3264-3903 FAX/03-3261-9176 http://www.yokankyo.jp/InKami/	 ダンボール	段ボールリサイクル協議会 TEL/03-3248-4853 FAX/03-5550-2101 http://www.danrikyo.jp/
---	--	--	--